

「本山町読書活動推進計画」(第3期)(案)に係る意見・提案書

本山町教育委員会 あて

住所	
氏名	
電話番号	
意見または提案	<p>P.5の基本目標についての意見</p> <p>この推進計画は、P.3の説明によると、「子どもの読書活動の推進に関する法律」「高知県子ども読書活動推進計画」等に基づくところである。法律では、第2条で基本理念が述べられている。そこには、以下の様に書かれている。</p> <p>*子どもの読書活動は、子どもが言葉と学び、感性を磨き表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どものあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動が行うことができるよう積極的のその環境の整備が推進されなければならない。</p> <p>第4条（地方公共団体の責務）では、以下の様に述べられている。</p> <p>*地方公共団体は、基本理念に則り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>以上の事から考えると、読書活動の推進にとって、必要なことは、その環境づくりであり、その責務が行政（国・地方公共団体）にあるということが明確に述べられている。それも、あらゆる機会とあらゆる場所との記述の意味は大きいと考える。基本目標には、そのことの記述が大切と思うが、その明確な記述が欠落している。</p> <p>回答</p> <p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と記されています。本町の計画案は、県計画を基本とし、本町の子ども読書活動の現状をもとに取組内容を協議してまいりました。「あらゆる機会、あらゆる場所」の記述の意味は大きいと思います。本町としては、第4期本山町教育振興基本計画内に、環境整備等に関する記述を設けていますので、本計画（案）では、より具体性を持たせた表記にすることで、取組内容がわかりやすい計画案となると考え、できる限り取り組むことが可能な具体的な内容について P5の2. 計画の基本方針及び P6からの第3章で記載しています。</p>

また、(3)「ふるさとに誇りが持てる読書」という記述は、なぜ、基本目標に設定したのか、わからない。ふるさとに誇りを持つことは、素晴らしいことではあるが、それを読書に求めるといのは、具体的にどうしようと思っているのか。一步、間違えれば思想統制につながる危険性がある。どのような本を読むかは、それぞれの自由であり、お互いに尊重しあうことが大切である（読まない自由も保障されなければならない）。戦前、思想統制が行われ、読んでいる本への検閲が行われ、政府の意に沿わない本を持っているだけで犯罪者とされた歴史への反省から、日本国憲法が制定され、それに基づき、教育基本法の制定がなされた。そのもとに、この計画もあるのではないか。日本国憲法の理念に反してはならない。

因みに、「高知県子ども読書活動推進計画」の基本目標では

- ◆自主的に読書活動に取り組む子どもを育てる
- ◆情報を読み取り活用する子どもを育てる
- ◆あらゆる機会とあらゆる場所において読書ができる環境をつくると、あつて、行政の役割を明確にしている。本山町の計画においても、計画推進について、だれが責任を持つか明確にすべきでないか。内心の自由に踏み込むような記述は削除を求める。

回 答

本町は、「土佐戦国の七雄」の一人である本山氏が繁栄していたことや、名誉町民であり、作家でもある故大原富枝さんの出身地でもあります。その他にも、多くの偉人の活躍もあります。歴史を知り、現在に至ることを知ることも大切であると考えます。また、内心の自由に踏み込まないよう、P5の2.計画の基本方針①内に「自己表現していくことができるように配慮しながら、読書活動を推進していきます。」と表記しています。ご意見で危惧されている内容の意図はありません。

第3章 読書活動の推進の項

P.6 家庭・地域における読書活動の【現状と課題】で、「インターネット・スマートフォンの普及により……読書離れや活字離れが進んでいます。」との記述がある。これは、P.10（保育・子育て支援センターの項）にも身体への影響まで触れた同様の記述があるが、このことに対する具体的な取り組みが見受けられない。

現在、ICT機器を活用した読書の方法も選択肢としてある。学校では、一人1台のタブレットによる教育が進められている。読書推進計画においては、もはや、紙ベースによる読書だけを進める時代ではないのかもしれない。同時に、指摘しているように、電子機器の身体への影響は、医学的にも危惧されるもので、タブレットなどの使用の制限をする自治体、国もあることも承知している。

今の時代に合った、現状分析と、今後の方向性・取り組みの具体的提起が必要と考える。

回 答

P6（家庭・地域における…の項）の具体的な取組について、読書離れ、活字離れの対策は、本や活字を身近に感じてもらうことが大切と考えるため、P7【今後の方向性】①と【具体的な取組】①、②に具体的な取

組を表記しています。

P10（保育・子育て支援センターの項）の具体的な取組に「⑤スマートフォン・タブレットの利用、家庭と連携した読書環境づくりと、デジタル機器（電子書籍を含む）の活用と適切な関わり方について、情報発信を行います。」を追加し、適切なデジタル機器の活用を促します。

P.7 さくら図書館の読書活動の項

【現状と課題】に、議会図書館との連携が始まったので、その記述の追記を求める。

回 答

P8において、「現状と課題」の文末に「加えて、令和6年度から議会図書（本山町役場本庁舎3F）の支援も開始しており、町民等が役場でも本を手にとることができる環境を整えています。」を追加します。

P.11 学校における読書活動

【現状と課題】において、学校図書館の開館時間の短さから、学校図書館に期待される読書センターとしての機能・役割が果たせていないとの記述があるが、まったくもって、その通りである。これは、早急に解決すべき課題であるが、今後の方向性・取り組みでは、それを解決する姿勢が見えない。学校図書支援員（或いは、学校図書館司書）は、ひとり1校の配置が望ましい。調べ学習の充実と言う記述が見られるが、これを実現するためにも、人の配置が最重要課題である。いつでも図書館に行ける環境づくりや、調べ学習のための選書は、人材があってこそ成り立つものである。環境づくりは行政の責任である。行政の責任において、人の配置が重要であることの記述を求める。

回 答

学校図書館の開館時間について、中学校では学校図書館利用者数が少ないことから生徒へのアンケートを実施し、学校との協議により令和3年までは昼休み時間だった開館が、令和3年6月から5時間目の休み時間終了時間までに拡充している。また、週に一度は放課後の時間帯まで開館している日を設けている。今後も小中学校の児童・生徒のニーズを把握し、学校と協議を重ねることが必要と捉えています。ご指摘の「人の配置が重要である」との認識もしております。現状では、学校図書支援員を配置し、各学校に曜日で振り分け、学校図書館の開館時間充実に向けて取り組んでいる状況ですが、更に充実に向けて検討していくことが必要と考えています。

P.14 第4章 読書活動への理解と関心の普及

2. 地域ボランティアとの連携・協力 の記述があり、ボランティアについては、随所に触れられており大切な課題であることが理解できる。同時にボランティアの育成も大事である。さくら図書館あるいは、公民館活動の中で、ボランティア育成講座などの取り組みも必要でないか。その計画を求める。

回 答

	<p>ボランティア育成講座について、高知県担当部署と情報共有するとともに、他自治体の取組も参考にし、積極的に育成講座の機会を設けていけるよう取り組みたいと考えている。</p>
<p>結果の公表</p>	<p>○希望する ・ 希望しない (※どちらかに○をしてください。)</p>

◎募集期限：令和8年1月14日（水）17時 必着

- 提出された意見・提案に対する町の考え方を回答として本山町ホームページで公表します。
ご意見等の内容は、標記のパブリックコメントの目的以外には使用しません。
- 意見を提出された方の個人名等は、公表しません。
- お寄せいただいた意見に対する個別の回答は、行いませんのでご了承ください。

- ◎応募方法：①持 参・・・本山町教育委員会
 ②郵 送・・・〒781-3601 長岡郡本山町本山569-1
 ③F A X・・・0887-76-2078
 ④電子メール・・・kouminkan@town.motoyama.lg.jp

◎提 出 先：本山町教育委員会（長岡郡本山町本山569-1、本山町プラチナセンター内）

◎問い合わせ先：本山町教育委員会、電話0887-76-2084